

中部森林管理局における指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 1 指名停止の措置を受けた者及び住所
有限会社早川実業
長野県岡谷市川岸中三丁目 6 番 26 号
- 2 指名停止措置の期間
令和 7 年 5 月 30 日 から 令和 7 年 8 月 29 日（3 カ月）
- 3 指名停止の範囲
中部森林管理局管内
- 4 事実概要
当該事業者は、令和 6 年 9 月 10 日付けで南信森林管理署長と契約した「製品生産請負事業（素材生産 南信 6 入笠）」の請負契約において、当該事業者の責に帰すべき理由より令和 7 年 3 月 12 日付けで契約解除の申し出を提出し、国有林野事業製品生産事業請負契約約款第 48 条第 1 項 2 号により令和 7 年 3 月 26 日付けで同契約の解除に至った。
- 5 指名停止措置理由
上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号）別表第 2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準 第 16 号（不正又は不誠実な行為）に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。

○「工事請負指名停止等措置要領」 別表 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準	
措 置 要 件	期 間
（不正又不誠実な行為） 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 カ月以上 9 カ月以内

【問い合わせ先】
中部森林管理局 経理課
直 通：0 5 0－3 1 6 0－6 5 2 7
担当者：経理課長